

説 明 資 料
令和 5 年 11 月 29 日
倉吉市建設部管理計画課

令和 6 年度倉吉市測量等業務入札参加資格審査申請について

令和 6 年度に倉吉市が発注する測量等業務の入札参加資格の審査申請手続等については、「測量等業務の競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和 5 年 11 月 30 日付倉吉市告示第 154 号）」に定めるもののほか、下記に従って申請書を作成し提出してください。

記

1 提出期間等について

- (1) 提出期間 令和 5 年 12 月 1 日（金）から令和 6 年 2 月 29 日（木）までの日（倉吉市の休日
を定める条例（平成元年倉吉市条例第 2 号）第 2 条第 1 項に規定する市の休日を除く。）の午前
8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- (2) 提出場所 〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町 722 番
鳥取県倉吉市建設部管理計画課管理調整係
- (3) 提出方法 持参、郵便又は信書便（郵便又は信書便の場合は、令和 6 年 2 月 29 日（木）の
午後 5 時 15 分までに提出場所に到着したものに限り受け付ける。）
- (4) 提出部数 1 部

2 申請書の入手方法等について

- (1) 原則として、倉吉市のホームページ
(<https://www.city.kurayoshi.lg.jp/gyousei/div/kensetsu/kanri/gyoumusikaku6/>) からダウンロードすること。

様式は、必ず今回の様式をダウンロードの上、作成すること。

- (2) 提出方法を郵便又は信書便とする場合において申請書の受領印が必要な場合は、申請書の
写し及び送付に必要な額の切手を貼った返信用封筒又は送付に必要な額の切手を貼った返信用
葉書を同封すること。
また、持参する場合において受領印が必要な場合は、申請書の写しを併せて持参すること。

3 提出書類について

提出書類については、A 4 フラットファイル（金具のないもの）に、提出書類一覧表に記載されている順番に綴り、各項目別に見出し（番号を記入したインデックスシール）を貼り、背表紙下側には商号又は名称を記載すること。なお、書類の不足や不備がないよう注意すること。

(1) 提出書類一覧表

「提出書類一覧表」の該当する書類に○を記入し、添付書類に不足がないか確認すること。

(2) 測量等業務入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）

ア 受付番号

記入しないこと。

イ 住所又は主たる事務所の所在地

代表者の所在地を記入すること。

ウ 営業所登録の有無

代表者以外の者に入札や契約等の権限を委任する場合は、「有」を記入のうえ、様式第3号を作成すること。

エ 担当者

提出書類に関する問い合わせに直接対応できる方を記載すること。

(3) 総括表 (様式第2号)

ア 希望業種、業務

入札参加を希望する業種、業務に○印を記入すること。

ただし、次の業種区分においては、それぞれ該当する登録が必要である。

業種区分	必要な登録
測量業務	測量法第55条第1項の規定による測量業者の登録
建築関係建設コンサルタント業務	建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所の登録

イ 業者登録

建設コンサルタント登録を受けている場合、地質調査業者の登録を受けている場合又は補償コンサルタント業者の登録を受けている場合にあっては、それぞれ該当する部門に○印を記入すること。

ウ 営業年数等

資格審査を希望する業種に係る事業開始日（2以上の申請業種の場合は最も早い開始日）から入札参加資格の審査の申請をする日（以下「申請日」という。）での期間とし、当該業種で中断した期間を控除した期間（1年未満の端数は切り捨て）を記入すること。

※ 組織変更、家業相続等が行われ、かつ、現企業と前企業（前営業体）との同一性を保持していると認められている場合は、前企業（営業体）の創業時をとることができる。

※ 吸収合併の場合は存続会社の営業年数とし、新設合併の場合は消滅会社の営業年数の算術平均により得た値によるものとする。

エ 業者登録の状況

次の区分に従い、それぞれ該当する場合は、申請日において最新の登録番号及び登録年月日を記入すること。

測量業者	測量法第55条第1項による登録
建築士事務所	建築士法第23条第1項による登録
建設コンサルタント業者	建設コンサルタント登録規程第2条第1項による登録
地質調査業者	地質調査業者登録規程第2条第1項による登録
補償コンサルタント業者	補償コンサルタント登録規程第2条第1項による登録

オ 常勤の職員数

○ 次の区分に従い、申請日時点における常時雇用している職員の数を記入すること。

- ・技術職員：設計、測量、建設コンサルタント等の業務に主に従事している者
- ・事務職員：営業、総務、管理等の業務に主に従事している者
- ・役職員等：個人事業主における事業主、法人事業主における常勤役員（監査役は含まない）

「常勤」及び「常時雇用」とは、申請者に従事し、客観的な判断事項（定期・定額の給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することを指し、パートタイム労働者等はカウントしないこと。

- 「計①」は、技術職員と事務職員の合計人数を記入すること。
- 「役職員等②」は、計①の内数を記入すること。

カ 測量等業務実績高

- 対象期間は、入札参加資格の審査申請時直前の営業年度分とする。
- 「合計」は、損益計算書に記載されている金額と基本的に一致させること。

キ 有資格者（人）

該当する資格について、申請日時点の該当者の人数を記入すること。

- 1人で2以上の資格を有している者がある場合は、それぞれ重複して計上すること（延べ人数を記入）。
- 技術士及び補償業務管理士について、1人で複数部門の資格を有している場合、さらに、技術士において同一部門に選択科目が異なる場合においても、それぞれ重複して計上すること。
- 1人で同一種類である「一・二級」の資格を有している場合は、一級のみ計上する。
- 「〇〇〇計（実人数）」とある記入欄は、延べ人数ではなく、実人数を記入すること。

(4) 登録営業所一覧表（様式第3号）

代表者以外の者に入札や契約等の権限を委任する場合に提出すること。

- ※ 登録できる営業所は2箇所までとする。また、1つの希望業種について、複数の営業所の登録は認めない。
- ※ 「所在地」は、測量等業務の契約時に使用する住所を記入すること。

(5) 測量等業務実績調書（様式第4号）

ア 入札参加資格を希望する業種ごとに、令和4年4月1日から申請日までの間に業務を完了し、成果品を納入した業務について代表的なもの（3件を限度とする。）を記入すること。

イ 複数の業種内容を含む同一契約の実績がある場合は、それぞれの希望業種に同一件名を記入しても差し支えない。この場合、「請負代金の額」の欄の上段に契約の全体額を、下段に該当業務に係る金額を記入すること。

ウ 当該調書に記載した各業務についての実績を証明する書類の写しを添付すること。（添付する際の優先順位は①～③の順とする。）

- ① TECRIS（測量調査設計業務実績情報サービス）の「登録内容確認書（業務実績）」またはPUBDIS（公共建築設計者情報システム）の「業務カルテ受領書」
- ② ①の書類が無い場合は、「契約書」及び「完成検査結果通知書」
- ③ ②の「完成検査結果通知書」が無い場合は、「契約書」及び「同契約が完了したことが確認できる書類（例：注文者の受領証、委託料が振り込まれた通帳等）

「契約書」において、契約名を見ても希望業種の実績であることが判断しにくいと思われる場合は、業務内容の確認できる仕様書等を別途添付すること。

※実績を証明する書類が添付できない場合は、入札参加資格は認められない。

(6) 財務諸表

- ア 法人の場合 入札参加資格の審査申請時直前の営業年度分の貸借対照表及び損益計算書の写し
- イ 個人の場合 入札参加資格の審査申請時の直前に提出した所得税確定申告書等収支の分かる書類の写し

(7) 商業登記簿の謄本等（申請日前3月以内に発行されたものに限る）

- ア 法人の場合 商業登記簿謄本（現在事項証明書又は履歴事項証明書）の写し
- イ 個人の場合 当該個人の住民票の抄本の写し

(8) 登録の証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）

- ア 測量業務を希望する場合
測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による測量業者としての登録の証明書の写し
 - イ 建築関係建設コンサルタント業務を希望する場合
建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所の登録の証明書の写し
- (9) 現況報告書（申請日において最新のもの）
- ア 土木関係建設コンサルタント業務を希望する者のうち、建設コンサルタント登録規程第2条第1項の登録を受けている場合
申請日において最新の建設コンサルタント現況報告書（別記様式第18号）に確認印を受けた副本の写し
 - イ 地質調査業務を希望する者のうち、地質調査業者登録規程第2条第1項の登録を受けている場合
申請日において最新の地質調査現況報告書（別記様式第18号）に確認印を受けた副本の写し
 - ウ 補償関係コンサルタント業務を希望する者のうち、補償コンサルタント登録規程第2条第1項の登録を受けている場合
申請日において最新の補償コンサルタント現況報告書（別記様式第16号）に確認印を受けた副本の写し
- (10) 市税に係る承諾書及び誓約書（様式第6号）
- (11) 資本関係・人的関係に関する届出書（様式第5号の2）
県内業者のみ提出すること。
- (12) 暴力団等の排除に関する誓約書（様式第5号）
- (13) 国税の納税証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る）
- ア 法人の場合 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（国税通則法施行規則第9号書式その3の3）の写し
 - イ 個人の場合 所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（国税通則法施行規則第9号書式その3の2）の写し。
 - ウ 新型コロナウイルス感染症の影響等により特例猶予に基づく猶予制度の適用を受けている場合 猶予許可通知書の写し
- (14) 使用印鑑届（様式第5号の3）
- (15) 入札の参加等の権限の委任状（年間委任）（様式第5号の4）
様式第3号により営業所を登録する場合に提出すること。

4 その他

- (1) 入札参加資格審査の申請について質問がある場合は、その内容を記載した書面をファクシミリ又は電子メールにより下記担当に提出すること。
- (2) 申請書類の記載事項に変更が生じた場合は、様式第7号を下記担当に速やかに提出すること。

(3) 令和6年度測量等業務入札参加資格を辞退する場合は、倉吉市測量等業務入札参加資格辞退届(様式第8号)を下記担当に速やかに提出すること。

(4) 令和4年1月からの建設工事及び測量等業務の入札は、原則電子入札により実施しているため、電子入札のための準備を行うこと。詳細は下記「電子入札ポータルサイト」で確認すること。

<https://www.city.kurayoshi.lg.jp/gyousei/div/kensetsu/kanri/p323/>

<担当>

〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地
鳥取県倉吉市建設部管理計画課管理調整係
(TEL/FAX) 0858-22-8174/0858-22-8179
(E-mail) kanri@city.kurayoshi.lg.jp